

　発行：２０１８年９月

　日本共産党

　電　話　：　　　（　　　）

　ファクス：　　　（　　　）

　メール：

　西日本を襲った豪雨災害の被災地では生活や生業の再建にむけた懸命の努力がはじまっていますが、まだまだ困難に直面しています。被災した人たちに十分な情報や制度が周知徹底されていないことも原因の一つです。

　このパンフレットは、被災者の要求を実現し、さらに改善させていくために、Ｑ＆Ａ形式で考えます。ぜひお読みください。

西日本豪雨　救援・復旧のために

あなたの願いに答えます

Ｑ＆Ａ形式で考える

　　(１)

　Ｑ　避難所の生活改善のために通知が出されていますがどのような内容ですか？

　Ａ　８月21日現在、いまだに２千人以上の方々が避難所生活を余儀なくされています。ストレスもたまり肉体的にも疲れている人が少なくありません。少しでも生活環境を改善することが求められています。政府が出した「避難所の生活環境の整備等について」（７月７日付）という「通知」を大いに活用するとともに、被災者の要求をもとにさらに改善させましょう。

　○「通知」では、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のため十分な体制の確保、プライバシーの確保、暑さ対策、入浴と洗濯の機会の確保などを具体的にあげています。

　また、その他必要な設備備品についても、リース及び買い上げが可能です。被災者の声にもとづいてどんどん要求しましょう。

　○毎回の食事が、おにぎり、パン、お弁当では、栄養が偏ったり、食がすすまなくなります。炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保なども国の負担でできます。また、管理栄養士など、炊き出しスタッフの雇い上げにも国の財政支援があります。メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・病弱者に対する配慮、質の確保などを求めていきましょう。

　○高齢者や障害者のための福祉避難所については、避難所のなかに福祉避難スペースを設けるなどの対応、社会福祉協議会や公的宿泊施設の協力も得ることができます。また、避難所の災害救助費の基準額（１人１日あたり３２０円）に、介護職員の配置、ポータブルトイレ等の借り上げ費用、紙おむつやストーマ（人工肛門・ぼうこう）等の消耗機材の購入費など実費を加算することができます。

　○応急仮設住宅については、８月２日の仁比聡平参院議員の国会質問で、木造仮設住宅の有用性が明らかになりました。集会所や談話室など、元の地域のコミュニティーが維持できるように求めていきましょう。

　○災害救助法に規定されている基準で対応できない場合には、県知事が特別基準を設定することが可能です。県を動かしていくことが極めて大切です。

　○なお、医療費や介護利用料の自己負担分については、「豪雨で被災した」旨を医療機関などの窓口で申し出れば減免されています。８月23日の党岡山・倉敷の両市議団の政府要請の際、３カ月の期間が過ぎても「自治体が減免が必要と判断する限り、国は財政支援していく」と政府は表明しています。

　　(２)

　Ｑ　被害認定の基準はどのような運用になっていますか？

　Ａ　地震や風水害などで被災した家屋や建物などの被害の程度を市町村が現地調査し、その結果に基づいて被害認定証明書を交付します。この証明書がないと被災者生活再建支援制度に基づく支援金や融資、税金や保険料の減免などの支援を受けることができないため、迅速な交付が必要であるとともに、家屋や建物の被害実態にあったものにすることが求められます。

　○過去の災害では、実際には生活や生業（なりわい）が不可能な家屋や建物であるにもかかわらず「半壊」「一部損壊」と認定され、必要な支援が受けられず生活再建に支障をきたす事例もありました。また、今回の豪雨災害で、自治体によっては、「２次調査はできない」など、根本的に誤った対応をしているところもあります。調査は第１次、２次調査および再調査が可能で、第１次調査の結果に納得できない場合は２次調査さらに再調査を要請することができます。

　○外観目視調査では「一見して住家全部が倒壊している場合」や「一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合」に加え、「一見して住家全部が流失している場合」や「基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流失・陥没等している場合」も「全壊」と判定することができます。

　○水害の場合、床上１・８メートル以上の浸水は「全壊」、床上１メートル以上１・８メートル未満は「大規模半壊」、床上１メートル未満は「半壊」とされていますが、これは１次調査での簡便な基準です。

　○２００４年10月の「災害の被害認定基準について」にもとづき、今回も、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻（まわ）り衛生設備等についても機能を喪失している場合には損害の認定を行い、一般的に「大規模半壊」または「全壊」に該当するとされています。また、「住宅の建具と浴槽、便器、洗面所、台所の流し台などの水廻り衛生設備等についても、住宅の構成要素であることから被害認定にあたっては、その損害を評価すること」また、「一見したところ損傷していない場合においても、実際に使用可能な状態にあるかどうかについて、被害認定にあたり、確認する必要がある」とされています。被災者が納得いくまで確認させましょう。

　　(３)

　Ｑ　応急仮設住宅に入居できる基準はどのようなものですか？

　Ａ　「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者」を対象にして応急仮設住宅が供与されます。また「二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある」方や、「『半壊』（大規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方」「住み続けることが危険な程度の傷みや、生活保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざる得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方」も対象となります（７月17日付内閣府事務連絡）。この場合、実施主体の地方自治体の判断で木造仮設住宅の建設も可能としています。

　応急仮設住宅には建設型仮設住宅と借り上げ型仮設住宅があり、前者は主にプレハブ住宅が供給されてきましたが、東日本大震災では木造仮設住宅が供給され、被災者から好評を得たことから最近の災害では多くの地域で建設されるようになりました。

　また、借り上げ型は民間賃貸住宅などを貸主から借り上げるもので、迅速に提供され、被災者が地域や居住条件を選択できることから、最近の災害では多用されています。しかし支援や情報が届かない、もとの住民のコミュニティーがなくなるなどのデメリットもあり、改善が求められています。建設型は災害発生の日から20日以内に着工され、借り上げ型は「災害発生の日から速やかに借上、提供」することとされています。供与期間は建設、借り上げ型いずれも「２年以内」となっていますが、復興住宅の確保が間に合わない場合の対策も必要となります。また、「２年以内」に住宅の再建を可能とするためには、なによりも被災者住宅再建支援金を少なくとも５００万円に引き上げるなどの支援の拡充がもとめられています。

　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できます。なお熊本地震の際には、「住家と同じ敷地内にユニットハウスやコンテナハウス等をリース等により設置する場合」も応急仮設住宅として扱われ、木造仮設も可能です。

　　(４)

　Ｑ　日常生活の障害になっているがれきや土砂の撤去について、公費でできると聞きましたが？

　Ａ　家屋や民有地に流れ込んだがれきや土砂を撤去することは、被災者の個人の力ではどうにもなりません。この間、住民の声にもとづく日本共産党議員などの要求で、土砂の撤去などで行政による支援が活用できるようになってきました。

　８月２日、参院災害対策特別委員会で、日本共産党の仁比聡平議員は民有地に流入した土砂やがれきを現場裁量で全額公費での撤去を可能にするよう求め、国土交通省の秋本司副大臣は「環境省の災害等廃棄物処理事業と国交省の堆積土砂排除事業、公共施設の災害復旧事業は、契約事業者を分けず一体で土砂等を撤去し、事後的に費用を各事業で案分できることを周知した」と述べ、省庁間で連絡を取り合って決めた初めての取り組みを実施すると答えました。

　８月３日、広島県の臨時県議会で共産党の辻恒雄県議が豪雨災害で宅地内に流入した土砂の撤去を全額公費負担で行うように要求。道下克典危機管理課長は「公費負担で行える。市町に実施するよう通知した」と答えました。

　辻議員は、災害救助法の障害物の除去や環境省の災害等廃棄物処理事業を示し、宅地内の土砂の撤去は、⑴公費負担で行う⑵撤去費用の事後精算を認める―ことを現場に徹底するよう求め、道下課長は「国交省と環境省の二つの制度があるが、どちらか、または両方合わせて対応可能だと市町に伝えている」「検討中も含めて（23市町のうち）20市町が市町で撤去の意向」と答えています。

　被災地の実情にかみ合った支援がさらに可能になるよう、現在の制度をフルに活用するとともに、弾力的運用などを県や市町村にどんどん求めていきましょう。

　　(５)

　Ｑ　中小業者が使える制度はどのようなものがありますか。

　Ａ　小規模事業者は、事業数で全企業のうち約８割を占め、地元地域からの雇用者も多く、地域経済を支えています。今回の豪雨災害でも被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けています。被災地の事業の一日も早い再建は、被災地の復興にとっても極めて大事です。

　〇被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

　小規模事業者の事業再建を推進するため、災害救助法を適用された府県について、経営計画の作成や販路開拓等取り組む費用を支援する事業です。国の補助率は３分の２。岡山、広島、愛媛の各県に所在する事業者には２００万円、その他の被災県には１００万円を上限に補助されます。

　〇中小企業等「グループ補助金」

　岡山、広島、愛媛に限定されていますが、中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図るための補助金です。中小企業者、中小企業事業協同組合等に４分の３（国２分の１、県４分の１）の事業費が補助されます。地域経済の再建・復興のためには不可欠であり、おおいに活用するとともによりよい制度に発展させましょう。熊本地震のときには、二つの事業所でも可能となりました。また、４分の１の事業者負担をなくすために、地元自治体による独自支援を実現するなど、さらに改善させましょう。

〇商店街災害復旧事業

　地域の商業、コミュニティー機能を回復することが重要です。豪雨の影響を受けた商店街アーケード、共同施設、街路灯の改修、商店街のにぎわい創出事業にかかる費用を支援する制度。補助者負担は４分の１、または２分の１。上限１００万円。

　また、広島県府中市では、被災した中小企業の設備更新や修繕費を助成するため、一般会計補正予算で独自支援策を打ち出しています。（「毎日新聞」８月１日付）

　８月８日、全国商工団体連合会が行った要請に各省の担当者は「店舗兼住宅が被災した場合、自宅が被害を受けていない場合でも面積の案分で補助を受けられる」と回答しています。（「全国商工新聞」８月27日付）

　　(６)

　Ｑ　農業への支援策はどのようなものがありますか？

　Ａ　土砂災害や河川の氾濫などで、農作物、農業用ハウス、農地、農道・園内道をはじめ甚大な被害が生じました。農業者やその後継者が将来に展望をもって営農を継続できるような支援が必要です。ＪＡ愛媛では、「新たな負担が生じないような経営再建に向けた特別の支援措置」を求めています。

　○果実を植えなおすために必要な苗木代や樹体の撤去の費用に国から定額の補助金が出ます。ミカンなどのかんきつ類の場合は、10アール当たり23万円。ブドウ、モモ、ナシなどの落葉果実は10アール当たり17万円。カキ、ナシのジョイント栽培の場合は10アール当たり33万円です。また、くだものは収穫ができるまでに一定の年月がかかります。未収益期間に必要な肥料代や農薬などについては、10アール当たり５・５万円が植えなおした翌年から４年分助成されます。

　水田での稲・麦・大豆などの栽培を断念せざるを得ない場合でも、水田活用の直接支払い交付金、畑作物の直接支払い交付金の対象になります。

　〇農家が農業用ハウスやモノレール、加工設備など再建・修繕する場合、国が費用の２分の１を補助する「被災農業者向け経営体育成支援事業」が活用できます。４年前の関東地方の豪雪災害では県・市町村も上乗せし、ハウスの再建費用の９割以上が助成されました。愛媛県は今回、県独自で５分の１以内、市町が５分の１以内という独自の上乗せも行うとしています。

　また、倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去は、国の支援２分の１、県と市町の支援２分の１で、農業者の負担なしで行うことができます。

　〇農地や農業用施設の復旧には、国・自治体等が事業主体となる災害復旧事業が適用されます。激甚災害の場合、過去５年間の実績で、農地で約95％、農業用施設で約98％が国の負担で行われています。復旧を急ぐ場合には、災害査定など正式な手続きを省略し、事業主体の判断で応急工事を行う査定前着工という制度があります。

　〇農協や農事組合法人などの共同利用施設（加工施設、作業場など）の復旧には、事業費の90％まで国が補助する「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」が利用できます。

　東日本大震災では、農家負担ゼロで営農再開できる特別対策が取られました。今回も被害の甚大さを踏まえ、極力農家負担なしの対策をつくらせましょう。

　　(７)

　Ｑ　自治体が独自に行っている支援もあると聞きましたが？

　Ａ　国の制度を被害の実態にあわせて拡充させるとともに、被災自治体によるきめ細やかな支援策をおこなうことはきわめて重要です。市町村が国の定めている支援基準に上乗せをしているところがあります。こうした例を示して、それぞれの自治体に働きかけていきましょう。

　広島県庄原市は、激甚災害指定にもれた40万円以下の農地及び農林施設の被害にたいしても、補助を大きくかさ上げしました。市によると、３万円以上の被害から40万円未満は75％（上限30万円）を補助します。小さな被害でも補助し、農家の営農意欲を下げないような支援策が大切です。

　報道によっても、農地や農業用施設に８７５カ所、７億１９００万円の被害を出した広島県世羅町では、７月27日付で町独自の補助金の交付要綱を改正。町長が重大な被害だと判断し、補助率上限を30％から50％に引き上げました。これによって、農地や農業用施設の復旧に最大20万円（改正前は12万円）の補助を受けられることになりました。同町では、裏山が崩れて民家の敷地内に流れ込んだ土砂などを撤去する場合の「裏山崩壊」も、同要綱の改正で、県の補助対象に満たない１００万円以内を救済。最大50万円（同30万円）を支給することになりました（「中国新聞」８月９日付）。

　広島市では、７月17日に市営住宅などの仮設住宅に入居する西日本豪雨の被災者に、災害救助法の支給対象ではない生活必需品を無償提供することは被災者の生活に不可欠と判断。提供されるのは、テレビや冷蔵庫をはじめ、洗濯機や扇風機、照明器具などの家電製品や日用品などで、２０１４年８月の広島土砂災害に続く市独自の措置です（「中国新聞」７月18日付）。災害救助法では寝具や日用品の一部に限られるため、被災者の視点に立っての改善です。

　岡山県倉敷市では、共産党市議団が避難所の食事改善に、「それまでしばしば善意で食事を提供してくれた食堂の協力を得て、そこで使える無料券を避難者に配り、食堂に食べに行けるようにしたらどうか」と市に提案し、副市長は改善のために検討すると答えています。

　　(８)

　Ｑ　「被災ローン減免制度」があると聞きましたが…。

　Ａ　西日本豪雨災害では水害や土砂災害によって、多くの住宅が被害を受けています。家が全壊し、住宅ローンだけが残ってしまい、この先どうしたらよいのかといった相談が寄せられています。

　自宅が再建できずローンだけが残ったり、再建しても二重ローンの負担に耐えきれず、自己破産に追い込まれたりしないようにと２０１１年の東日本大震災の被災者を対象に「被災ローン減免制度」がつくられました。その後、全国銀行協会が中心になって「ガイドライン」としてまとめられ、東日本大震災以外の自然災害にも適用されるようになりました。

　対象は今回の災害による被災者で住宅ローンなどが返せなくなった、あるいはいずれ返せなくなる見通しになった人です。金融機関の同意が得られれば蓄えのうち、最大５００万円と再建を支援するための支援金などを手元に残した上で、可能な限り返済し、返済しきれない分は免除される仕組みです。手続きとしては、まず、最も多く借りている金融機関に申し出ると地元の弁護士会などを通じて弁護士が無料で相談に応じてくれます。そしてローンをいくら返して、いくら免除してもらえるかの計画をつくり、関係金融機関の同意が得られれば簡易裁判所で特定調停の手続きで確定し減免してもらうことができます。

　しかしこの制度には問題点もあります。制度に詳しい津久井進弁護士（日弁連災害復興支援委員会委員長）は、「被災者に十分周知されていないことが最大の問題」といいます。東日本大震災ではこの制度を利用して減免できた件数は、１３４７件でわずかな利用にとどまっています。この原因について、津久井弁護士は「この制度が利用される前に約定返済一時停止（いわゆる支払い猶予）及び条件変更契約締結（いわゆるリスケジュール）が金融機関によって進められたことです。被災ローン減免制度の利用がすすまず、金融庁が通知を出したのが、２０１２年の７月で被災後１年５カ月近くがたっていました。今回の災害で、この制度の利用を促すために何よりも制度の周知徹底が求められる」と語っています。

（おわり）

※ここに掲載したＱ＆Ａは、「しんぶん赤旗」に２０１８年８月

29日から、９月６日まで連載された記事を転載しました。